

令和3年2月吉日

各位

中野区バドミントン協会  
会長 堺 栄一

### 令和3年度会員登録についてのお願い

拝啓

早春の候、皆様におかれましてはますます御健勝のこととお慶び申し上げます。  
日頃は当協会の事業にご協力をいただきありがとうございます。さて、下記の通り中野区バドミントン協会では令和3年度登録の受付を開始致します。中野区バドミントン協会主催の大会および練習会への参加には、協会登録が必要となります。（ただしジュニア大会は除きます。その他の大会は高校生以下も登録が必要です。なお高校生以下の登録者で協会主催練習会に参加できるのは中野区内在住もしくは在学の方です。）

また、同時に上部団体（東京都バドミントン協会・日本バドミントン協会）への登録も受けつけますので、ご希望の方は登録申込用紙にご記入下さい。（**申込書に記載された個人情報**は登録者管理のみに使用いたします。）

敬具

#### 記

中野区バドミントン協会登録費	一般・大学生	1,000円
	高校生以下	無料
東京都バドミントン協会登録費	一般	800円
日本バドミントン協会登録費	一般	1,000円

登録費を下記口座へお振込みのうえ 登録申込書に振込み控えのコピーを添付して郵送して下さい。振込み者名は団体名（個人单独の場合は個人名）でお願い致します。

振込み先 三菱UFJ銀行 中野駅前支店  
普通 口座番号 0101363  
中野区バドミントン協会 会長 堺 栄一

郵送先 〒165-0032  
中野区鷺宮5-14-6  
粕谷 晴美

問合せ先 粕谷 03-3577-6231 080-1250-1622  
鶴田 03-3825-9019 090-6037-9241

以上

# 中野区バドミントン協会登録規定

## 第1章 本規定の目的

第1条 本規定は、中野区バドミントン協会（以下「本協会」）規約第3章の規定に基づき定める。

## 第2章 登録の趣旨

第2条 会員登録制度は、本協会の会員組織を確立・把握し、普及活動の基盤として役立てるとともに、合わせて健全な財政に寄与するためのものである。

## 第3章 登録

第3条 登録は定められた会費の納入、申込書の提出をもって行うものとする。

第4条 登録を行った本協会の会員は、「第2章 登録の趣旨」に賛同するものとする。

第5条 本協会の会員は、下記のいずれかに該当するものを対象とする。

1. 区内に在住、在学または在勤するもの。
2. 区内に活動拠点を持つクラブに所属するもの。
3. 理事会が承認したもの。

第6条 登録は毎年これを更新するものとする。

## 第4章 登録費

第7条 登録費は単一年度につき以下の金額とし、登録の時期による減額等を行わない。ただし、理事会の決定により変更されることがある。

- ・大学生以上・一般：1,000円
- ・高校生以下：無料

## 第5章 登録費の扱い

第8条 本協会の事業活動の一部は、登録費によって維持される。

第9条 登録費の返還は行わない。ただし、本協会の単一年度の事業活動の遂行が著しく困難な状況が生じた場合、理事会の決定により登録費の一部を返還することがある。

## 第6章 登録の抹消

第10条 会員が退会となった場合には登録は抹消される。

## 中野区バドミントン協会 2020 年度の登録費の扱いと 2021 年度の登録について

昨年からの新型コロナウイルス感染症拡大により、2020 年度の中野区バドミントン協会の事業活動は著しく遂行困難な状況に置かれました。具体的には、開催予定であった全大会、ジュニア講習会が中止となりました(協会練習会は 2021 年 3 月までに 8 回開催)。この活動実績に鑑み、今年度の登録費の扱い及び来年度の登録を以下の通りとします。

- 本協会から上部団体(東京都バドミントン協会および日本バドミントン協会)への登録を行っていない登録者については、今年度登録費を来年度登録費に持ち越す形で返還する。金銭による返還は行わない。
- 本協会から上部団体への登録を行っている登録者については、今年度登録費の返還は行わない。
- 今年度協会主催練習会に参加実績のある登録者については、今年度登録費の返還は行わない。
- 登録費持ち越しによる来年度の登録については自動登録となり、登録申し込みの必要はない。